

令和 7 年 第 3 回 神奈川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和7年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調	1
2	令和7年度11月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和7年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和7年度神奈川県特別会計11月補正予算会計別財源調書	2
3	令和7年度一般会計11月補正予算地方債について	3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
5	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	6
6	令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】	8
7	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	9
8	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	10
9	高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約の内容【総務局】	12
10	当せん金付証票の発売の概要【総務局】	13
11	令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	14
12	令和7年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	16
13	神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	17
14	訴訟の提起の概要【環境農政局】	18
15	令和7年度介護保険財政安定化基金会計11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	19
16	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例の概要【福祉子どもみらい局】	20
17	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	21
18	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	22
19	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	23
20	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	25

21	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要 【福祉子どもみらい局】	26
22	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例の概要【福祉子どもみらい局】	27
23	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例の概要【福祉子どもみらい局】	28
24	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標の概要【福祉子どもみらい局】	29
25	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案の概要 【福祉子どもみらい局】	35
26	動産の取得の内容【健康医療局】	37
27	債権の放棄の内容【産業労働局】	38
28	和解の概要【産業労働局】	39
29	令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】	41
30	令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】	45
31	令和7年度県営住宅事業会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】	46
32	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	47
33	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	48
34	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要【県土整備局】	49
35	一般国道134号花水川橋架替（作業用棧橋）工事請負契約の内容【県土整備局】	50
36	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築－第1工区）請負契約の内容 【県土整備局】	51
37	県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）請負契約の内容 【県土整備局】	52
38	県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）請負契約の内容 【県土整備局】	53
39	塙山公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	54
40	保土ヶ谷公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	54
41	三ツ池公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	55
42	葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	55
43	湘南海岸公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	56

44	相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	56
45	城ヶ島公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	57
46	恩賜箱根公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	57
47	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	58
48	観音崎公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	58
49	東高根森林公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	59
50	相模原公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	59
51	大磯城山公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	60
52	七沢森林公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	60
53	四季の森公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	61
54	座間谷戸山公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	61
55	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	62
56	津久井湖城山公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	62
57	茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	63
58	あいかわ公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	63
59	相模三川公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	64
60	おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	64
61	境川遊水地公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	65
62	山北つぶらの公園の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	65
63	県道路線の認定及び廃止の概要【県土整備局】	66
64	令和7年度一般会計11月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】	67
65	令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	68
66	令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】	69
67	令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】	70
68	令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】	71
69	令和7年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	72
70	令和7年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	73
71	令和7年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	74
72	令和7年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】	75

1 令和7年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区分	件 数
一般会計	1
特別会計	3
企業会計	4
合 計	8

(2) 条例その他

区分	件 数
条例の制定	1
条例の改正	15
工事請負契約の締結	5
動産の取得	1
指定管理者の指定の変更	24
その他の	7
合 計	53

2 令和7年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会計別	前回までの累計額	今回補正額	合計額
一般会計	2,234,573,535	210,000	2,234,783,535
特別会計	2,284,109,732	14,192	2,284,123,924
企業会計	164,513,842	—	164,513,842
合 計	4,683,197,109	224,192	4,683,421,301

(参考) 前年度（令和6年度）の状況

(単位 千円)

会計別	前回までの累計額	11月補正額	合計額
一般会計	2,121,604,905	44,000	2,121,648,905
特別会計	2,247,137,608	997,274	2,248,134,882
企業会計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,529,063,193	1,041,274	4,530,104,467

(1) 令和7年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局別	予算額	財源内訳								備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財収産入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	
教育委員会	210,000								157,000	53,000
合計	210,000								157,000	53,000

(2) 令和7年度神奈川県特別会計11月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会計名	予算額	財源内訳								備考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財収産入	繰入金	事業収入	諸収入	県債	
介護保険財政安定化基金会計	14,192					14,192				
合計	14,192					14,192				

3 令和7年度一般会計11月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	千円	
1 普通債	[1,083,820,146] 1,461,217,436	千円 (18,306,000) [1,019,463,647] 1,389,673,059	補正前の額	90,162,000	[111,680,858] 119,026,457	千円 [1,016,407,789] 1,379,271,602
			補正額	157,000	—	
			計	90,319,000	[111,680,858] 119,026,457	
	(1) 民生	千円 (47,000) [29,200,831] 35,195,565	補正前の額	169,000	[2,635,350] 2,793,895	千円 [24,354,641] 31,155,668
			補正額	—	—	
			計	169,000	[2,635,350] 2,793,895	
	(2) 衛生	千円 (699,000) [16,056,942] 19,304,813	補正前の額	79,000	[1,841,479] 1,512,949	千円 [14,033,479] 18,330,607
			補正額	—	—	
			計	79,000	[1,841,479] 1,512,949	
	(3) 労働	千円 [5,476,646] 7,086,045	補正前の額	36,000	[353,606] 1,067,190	千円 [4,043,001] 5,106,265
			補正額	—	—	
			計	36,000	[353,606] 1,067,190	
	(4) 農林水産	千円 (1,071,000) [54,031,210] 73,642,984	補正前の額	3,130,000	[7,532,189] 11,435,348	千円 [46,063,978] 60,138,561
			補正額	—	—	
			計	3,130,000	[7,532,189] 11,435,348	
	(5) 土木	千円 (11,971,000) [682,254,415] 962,374,708	補正前の額	58,284,000	[74,375,695] 79,937,046	千円 [634,321,317] 898,596,325
			補正額	—	—	
			計	58,284,000	[74,375,695] 79,937,046	
	(6) 警察	千円 (200,000) [54,058,445] 65,032,415	補正前の額	5,319,000	[4,438,134] 4,743,471	千円 [54,323,616] 66,761,913
			補正額	—	—	
			計	5,319,000	[4,438,134] 4,743,471	
	(7) 教育	千円 (2,281,000) [163,321,924] 194,263,242	補正前の額	15,674,000	[12,307,871] 8,337,289	千円 [167,006,590] 203,411,270
			補正額	157,000	—	
			計	15,831,000	[12,307,871] 8,337,289	
	(8) その他	千円 (2,037,000) [79,419,733] 104,317,664	補正前の額	7,471,000	[8,196,534] 9,199,269	千円 [72,261,167] 95,770,993
			補正額	—	—	
			計	7,471,000	[8,196,534] 9,199,269	
2 災害復旧債	[5,456,370] 5,714,977	千円 (114,000) [5,091,777] 5,602,761	補正前の額	591,000	[424,940] 305,262	千円 [5,371,837] 6,002,499
			補正額	—	—	
			計	591,000	[424,940] 305,262	
	(1) 総務	千円 [2,820] 3,000	補正前の額	—	[180] —	千円 [2,460] 3,000
			補正額	—	—	
			計	—	[180] —	
	(2) 農林水産	千円 (4,000) [1,370,093] 1,501,136	補正前の額	234,000	[107,935] 182,257	千円 [1,434,068] 1,550,000
			補正額	—	—	
			計	234,000	[107,935] 182,257	
	(3) 土木	千円 (110,000) [4,083,457] 4,210,841	補正前の額	357,000	[316,825] 123,005	千円 [3,935,309] 4,449,499
			補正額	—	—	
			計	357,000	[316,825] 123,005	

区分	前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み				当該年度末現在高見込額	
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	千円	千円		
3 その他	千円 [1,941,933,039] 2,494,506,147	千円 [1,801,082,507] 2,338,915,118	補正前の額	千円 [158,008,875] 137,935,989	千円	千円	千円 [1,643,073,632] 2,200,979,129	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [158,008,875] 137,935,989	千円 -	千円 -		
(1) 減税補填債	[54,149,318] 114,703,355	[41,060,386] 86,472,980	補正前の額	千円 [7,424,596] 9,639,415	千円 -	千円 -	[33,635,790] 76,833,565	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [7,424,596] 9,639,415	千円 -	千円 -		
(2) 臨時税収補填債	[7,266,025] 18,395,000	[5,242,575] 18,395,000	補正前の額	千円 [2,023,450]	千円 -	千円 -	[3,219,125] 18,395,000	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [2,023,450]	千円 -	千円 -		
(3) 減収補填債	[105,549,398] 110,060,877	[97,164,696] 104,227,655	補正前の額	千円 [8,432,323] 8,633,222	千円 -	千円 -	[88,732,373] 95,594,433	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [8,432,323] 8,633,222	千円 -	千円 -		
(4) 臨時財政対策債	[1,767,048,578] 2,243,331,195	[1,650,189,082] 2,122,117,715	補正前の額	千円 [139,635,571] 119,158,417	千円 -	千円 -	[1,510,553,511] 2,002,959,298	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [139,635,571] 119,158,417	千円 -	千円 -		
(5) 枠外債	40,052	32,280	補正前の額	千円 -	千円 6,755	千円 -	25,525	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 -	千円 6,755	千円 -		
(6) 調整債	[7,879,668] 7,975,668	[7,393,488] 7,669,488	補正前の額	千円 [486,180] 498,180	千円 -	千円 -	[6,907,308] 7,171,308	
			補正額	千円 -	千円 -	千円 -		
			計	千円 [486,180] 498,180	千円 -	千円 -		
合計		(18,420,000)	補正前の額	千円 90,753,000 257,267,708	千円 -	千円 -	[2,664,853,258] 3,586,253,230	
		[2,825,637,931]	補正額	千円 157,000	千円 -	千円 -		
		3,734,190,938	計	千円 90,910,000	千円 [270,114,673] 257,267,708	千円 -		

備考 1 () 内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 [] は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

【議案（条例その他 その4） 定県第113号議案】

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、1法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

（3）施行期日

令和8年1月1日。ただし、新たに指定する法人については、公布の日。

【議案（条例その他 その4） 定県第114号議案】

5 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 事務権限の返還等に伴う改正 [2項目]

- （ア）社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（老人福祉センターに係るものに限る。）の開始の届出の受理等の事務について、県への権限の返還を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの
- （イ）麻薬及び向精神薬取締法等に基づく麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許の申請等に係る事務のうち、麻薬小売業者及び麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者）が提出する麻薬年間届に係る事務について、電子による届出が導入されることに伴い、経由の廃止を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの

イ 令和8年度の権限移譲に伴う改正 [2項目]

- （ア）土地改良法等に基づく施設管理土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更する際の認可等を行う事務を相模原市に移譲するもの
- （イ）農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等を行う事務を湯河原町及び愛川町に移譲するもの

ウ 土地改良法の一部改正に伴う改正 [1項目]

土地改良法の一部改正により、情報通信環境整備事業の計画の認可の事務等が創設されたことに伴い、横浜市及び相模原市に移譲している事務を追加するもの

エ 栄養士法の一部改正に伴う事務の変更に伴う改正 [2項目]

栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設を卒業見込みの者に係る栄養士免許の申請及び交付手続に係る事務について、管理栄養士養成施設卒業（見込）者は管理栄養士国家試験の受験資格として必要な栄養士免許の取得が不要とされたため、市町村を経由していない

同事務を移譲事務に含めるもの

オ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令に基づく事務の終了に伴う改正〔1項目〕

旧薬種商が店舗で販売する医薬品区分の変更の届出受理等の事務が、移譲先の横浜市内で生じ得なくなったことに伴い、同事務を同市への移譲事務から除くもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の日前にされた土地改良法第57条の9第1項（同法第57条の10及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第57条の11第1項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第83条の2第2項若しくは第3項に規定する認可の申請に係る同法第57条の9第1項、第57条の11第1項、第57条の12第2項（同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。）及び第83条の2第2項から第4項までの規定による事務については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

6 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費			48,238
	6 総務管理費		22,968
		財政運営事務費	22,968
	7 徴税費		25,270
		県税事務所等設備維持運営費	25,270
総務局計			48,238

【議案（条例その他 その4） 定県第115号議案】

7 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

（1） 改正の趣旨

政治資金規正法の一部改正に伴い、国会議員関係政治団体が収支報告書の提出にあたり添付することとなった確認書の写しの交付について、手数料徴収に係る事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2） 改正の内容

- ア 政治資金規正法の一部改正に伴い、収支報告書の確認書の写しの交付請求を手数料徴収に係る事務に追加する。（別表の1 政策局関係）
- イ 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの交付手数料等に、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写した物を交付する場合の手数料を追加する。（別表の1 政策局関係）
- ウ 政党助成法の一部改正に伴い、都道府県提出文書の写しの交付手数料を追加する。（別表の1 政策局関係）
- エ 児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士登録に係る申請手数料の新設など、所要の改正を行う。（別表の5 福祉子どもみらい局関係）
- オ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、法律の名称等について、規定の整備を行う。（別表の8 県土整備局関係）

（3） 施行期日

令和8年1月1日。ただし、（2）エについては公布の日、（2）オについては令和8年4月1日。

【議案（条例その他 その4） 定県第116号議案】

8 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、個人の県民税の超過課税措置の適用期間を延長するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

個人県民税の超過課税に係る所得割の税率を変更するとともに、適用期間を5年間延長する。（附則第23条関係）

ア 税率

（改正前）

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4% （指定都市に住所を有する者は2%）	0.025% （指定都市に住所を有する者は2.025%）	4.025% （指定都市に住所を有する者は2.025%）

（改正後）

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割	4% （指定都市に住所を有する者は2%）	0.018% （指定都市に住所を有する者は2.018%）	4.018% （指定都市に住所を有する者は2.018%）

イ 適用期間

令和9年度から令和13年度まで

ウ 税収規模

単年度平均 約40億円

（3）施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和9年1月1日

イ 経過措置

令和9年度以後の年度分の個人県民税について適用し、令和8年度分までの個人県民税については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その4） 定県第128号議案】

9 高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約の内容

- (1) 工事名称 高相合同庁舎新築工事（電気）
- (2) 工事場所 相模原市南区相模大野六丁目3957番1
- (3) 請負契約者名 株式会社光陽電業社
代表取締役 小川公利
- (4) 請負契約金額 8億6,434万2,930円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和9年2月22日

【議案（条例その他 その4） 定県第162号議案】

10 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和8年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和8年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

11 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
大野山乳牛育成牧場費	44,000	千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額	千円	特定財源	国庫支出金	千円 —
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	44,000		県 債	39,000
						そ の 他	—
						一般財源	5,000
土地改良施設危険防止対策事業費	8,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	8,000		県 債	6,000
						そ の 他	—
						一般財源	2,000
県有林事業費	11,605	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	11,605		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	11,605
旧社営林事業費	10,085	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	10,085		県 債	—
						そ の 他	10,085
						一般財源	—
林道改良事業費	71,269	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	71,269		県 債	17,000
						そ の 他	—
						一般財源	54,269
林道維持費	168,960	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	168,960		県 債	—
						そ の 他	168,960
						一般財源	—

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
治山事業費	千円 126,468	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	126,468		県 債	69,000
						そ の 他	—
						一般財源	57,468
保安林改良事業費	千円 4,400	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	4,400		県 債	3,000
						そ の 他	—
						一般財源	1,400
水源林整備事業費	千円 247,795	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	247,795		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	247,795

12 令和7年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
丹沢大山保全・再生対策事業費	千円 25,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	25,000		県 債	—
						そ の 他	25,000
						繰 越 金	—
水源林整備事業費	千円 117,415	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	117,415		県 債	—
						そ の 他	117,415
						繰 越 金	—
水源林土壤保全対策事業費	千円 381,164	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	381,164		県 債	—
						そ の 他	381,164
						繰 越 金	—

【議案（条例その他 その4） 定県第117号議案】

13 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

花と緑のふれあいセンターの経営改善に向け、利用料金の上限額の引き上げを行うため、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

利用料金の上限額を引き上げる。（別表関係）

（3）施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、（3）イの規定は公布の日。

イ 経過措置

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立花と緑のふれあいセンターの利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

【議案（条例その他 その4） 定県第160号議案】

14 訴訟の提起の概要

(1) 要旨

県が貸し付けた農業改良資金の債務者及び連帯保証人に対し、償還請求の訴訟を提起するものである。

(2) 内容

ア 件 名

農業改良資金貸付金償還請求事件

イ 訴訟の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ウ 請求内容

農業改良資金貸付金の償還請求

(3) 経過

これまで、訴訟の相手方に対し、県から再三にわたる催告や話し合いを行い解決を試みたが、償還は得られなかつたため、訴訟を提起するものである。

15 令和7年度介護保険財政安定化基金会計11月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	19,313	14,192	33,505

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			繰越金	
				特定財源				
				国庫支出金	県債	その他		
1 介護保険財政安定化費	19,313	14,192	33,505	—	—	14,192	—	

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金繰入金	—	14,192	14,192	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財政安定化資金貸付金	—	14,192	14,192	

【議案（条例その他 その4） 定県第112号議案】

16 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例の概要

（1）制定の趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項及び法第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の重要な財産を定めるため、本条例を制定するものである。

（2）制定の内容

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の重要な財産は、以下のとおりとする。

ア 法第6条第4項に規定する重要な財産（第1条）

帳簿価額が100万円以上の財産

イ 法第44条第1項に規定する重要な財産（第2条）

（ア）財産の種類 不動産、動産及び不動産の信託の受益権

（イ）財産の金額 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡
・担保の場合は適正な見積価額）1億円以上。

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、
その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

（3）施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

【議案（条例その他 その4） 定県第118号議案】

17 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、認定こども園に配置する保育士に地域限定保育士を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士登録」に、「地域限定保育士登録」を追加する。

(第2条関係)

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第119号議案】

18 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置する副園長の資格要件に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士登録」に、「地域限定保育士登録」を追加する。
(第8条第3項関係)

イ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。(第20条関係)

ウ その他所要の規定の整備を行う。(附則第4項関係)

（3）施行期日

公布の日

19 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、乳児院等に配置する保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第10条関係）

イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

施設が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第15条第2項及び第25条関係）

ウ 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第27条第6項関係）

エ 乳児院等に配置される職員の資質の向上と専門性の確保

(ア) 乳児院等に配置される次の職員の資格要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

- ・ 乳児院の長（第29条第1項関係）
- ・ 母子生活支援施設の長（第37条第1項関係）
- ・ 母子支援員（第38条関係）
- ・ 児童養護施設の長（第58条第1項関係）
- ・ 児童指導員（第59条第1項関係）
- ・ 児童心理治療施設の長（第92条第1項関係）
- ・ 児童自立支援施設の長（第100条第1項関係）
- ・ 児童自立支援専門員（第101条第1項関係）
- ・ 児童生活支援員（第102条関係）

(イ) 児童自立支援施設に配置される次の職員の資格要件に「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加する。

- ・ 児童自立支援専門員（第101条第1項関係）
- ・ 児童生活支援員（第102条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（第27条第2項、第57条第2項、第59条第2項関係、第91条第5項及び第99条第2項並びに附則第9項関係）

(3) 施行期日

令和8年3月1日。ただし、(2)ア、イ、ウ及びオの附則第9項については、公布の日。

【議案（条例その他 その4） 定県第121号議案】

20 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、一時保護施設に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第13条関係）

イ 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第18条第1項関係）

ウ 一時保護施設に配置される職員の資質の向上と専門性の確保

一時保護施設に配置される児童指導員の資格要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。（第21条第1項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第21条第2項関係）

（3）施行期日

令和8年3月1日。ただし、（2）ア及びイについては、公布の日。

【議案（条例その他 その4） 定県第122号議案】

21 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立等に伴い、神奈川県立の障害者支援施設に関する規定から神奈川県立中井やまゆり園を削除するため、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

本条例で規定する施設のうち、「神奈川県立中井やまゆり園」を削除する。（第2条第1項関係）

（3）施行期日

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日

【議案（条例その他 その4） 定県第123号議案】

22 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定児童発達支援等の事業を行う者が当該事業所に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第6条第1項関係）

イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

事業所が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第34条第2項関係）

（3）施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第124号議案】

23 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設等に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 地域限定保育士制度の一般制度化

規定中の「保育士」に、「地域限定保育士」を追加する。（第5条第1項関係）

イ 保育所等における低年齢児の健康診断の取扱い

施設が把握する必要がある健康診断の結果の部分に、「乳幼児に対する健康診査」を追加する。（第29条第2項関係）

ウ 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、所要の改正を行う。（第43条第1項関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第6条第3項関係）

（3）施行期日

公布の日

24 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標の概要

（1）趣旨

県は、令和8年4月に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）を設立し、同時に中井やまゆり園の運営を法人に移行する方針とし、令和7年第1回定例会において、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款が議決された。

これを受け、県が法人に指示する業務運営に関する目標である中期目標を地方独立行政法人法第25条第1項に基づき定めるものである。

（2）内容

ア 前文

県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、法人を設立することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

イ 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ウ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（ア）当事者目線による地域生活支援の実践

a 豊かな暮らしづくりの実践

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりの実践に取り組むこと。

（a）共感に基づくチームでの利用者支援

- ・ 利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに関心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。
- ・ 直接支援に関わる職員だけでなく、多職種や家族等も含

むチームによる支援を行うこと。

- ・ 障害者的心身状態の見える化や有効な支援に関する研究等（以下「科学的な福祉の研究」という。）の成果を活用した当事者目線による生活支援を実践すること。
- ・ 利用者と職員のウェルビーイングを高めていくためにふさわしい組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。その際、職員一人ひとりの価値観や支援に対する考え方等も大切にすること。

(b) 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

- ・ 日常的な生活支援の場面から、直接支援に関わる職員が利用者の変化と健康に深い関心を持つよう意識付けすること。
- ・ 科学的な福祉の研究の成果の活用や県の未病施策との連携により、当事者目線による利用者の心身機能の維持向上に取り組むこと。
- ・ 健康管理のガイドラインを定めるとともに、専門職と直接支援に関わる職員との適切な認識や情報の共有及び連携に基づく健康管理を実践すること。
- ・ 県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。

(c) 役割をつくるための日中活動の充実

- ・ 職住分離を前提として、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。
- ・ 地域の施設・事業所等との共同事業として、世代を超えた交流や障害の有無等にとらわれない交流のほか、地域の課題の解消に資するような日中活動に取り組むこと。
- ・ 日中活動の場を研究と実践のフィールドとして活用し、その成果を生かした日中活動を実践するとともに、他の施設・事業所等に対して普及に取り組むこと。

(d) 暮らしの場の充実と地域生活移行

- ・ 職住分離を基本とする生活の構築に取り組むこと。
- ・ 一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置に取り組むとともに、県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告すること。

- ・ チームによる意思決定支援に基づき、地域生活体験やピアサポートなどを通じて、地域生活移行に取り組むこと。なお、特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。
- ・ 利用者が地域生活移行した後に定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所や期間を定めた再入所の受入れも行いながら定着支援に取り組むこと。
- ・ 大規模施設は、構造的な課題があることから、施設規模の見直しを進めること。
- ・ 通過型施設として、一時的に地域での生活が困難となつた障害者について、期間を定めた上で入所の受入れを行うとともに、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。なお、入所の受入れに至らなかつた場合であつても、寄り添つた支援を行うこと。

b 地域とのつながりをつくる連携の実践

障害者の地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を実践すること。

(a) 関係をつくる

園周辺及び移行先の地域の住民、商店、病院、学校等と利用者の間で、顔の見える関係づくりを進めること。

(b) 役割をつくる

地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと。

(c) 地域をつなげて広める

他の施設・事業所等と連携し、合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施するとともに、支援に対する考え方の職員同士の対話や振り返り、スーパービジョンや人材確保・定着・育成等に取り組むこと。

c 望みに寄り添う相談支援の実践

(a) 生活支援との連動

直接支援に関わる職員とともに、暮らしに寄り添つた相談支援を実践すること。

(b) 科学的根拠に基づく当事者目線による相談支援の実践

科学的な福祉の研究の成果を生かして、意思決定支援を基

礎とした当事者目線による相談支援を実践すること。

(c) 困り事の把握と橋渡し

地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。

(d) 特定相談支援及び一般相談支援の実施

地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるよう、特定相談支援及び一般相談支援を実施すること。

(e) 発達障害者相談支援の実施

神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続すること。

(f) 法人の取組や政策形成への反映

相談支援で把握した障害者等のニーズや地域課題等を法人の取組に反映するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有など政策形成等に資する取組を行うこと。

(イ) 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進

a 障害者的心身状態の見える化に関する研究

望む暮らしを実現する上で有効な支援のあり方を明らかにするため、障害者的心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。

b 有効な支援のあり方に関する研究

障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるため、障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。

c 県の施策として実施すべき研究

県の施策として実施すべき研究を推進すること。

d 当事者が参加する研究の推進と公正性の確保

- ・ 障害当事者、その支援者や家族等が参加する研究の枠組みを積極的に取り入れ、障害当事者等の提案や現場の課題を研究テーマとし、障害当事者や現場職員等が一体となって研究プロジェクトを進め、その研究成果を実践に反映させる体制を確立すること。

- ・ 研究に対する倫理審査や評価の枠組みを確立し、研究の公正性を確保すること。

e 研究成果の社会への還元

研究成果を現場での実践例とともに学生や職員の人材育成、地域への普及啓発に生かすこと。

(ウ) 当事者目線の支援を実践する人材の育成

a 法人職員の育成

(a) 基礎力や専門力を高める研修の実施

当事者目線の支援を実践するために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施するとともに、様々な業種の企業等との交流に積極的に取り組むこと。

(b) 現場における効果的な実践

- 効果的なOJTや、職員が自らの支援を振り返り、見直すための気づきを与える仕組みを構築すること。
- 自己研さんの仕組みを導入するとともに、課題の共有や支援の振り返りを行うため、職員交流等を行うこと。

b 地域の施設・事業所等職員の育成

- 民間施設・事業所等に対して、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。
- 法人の人材育成の体系や民間施設・事業所等との連携による実践例等の情報を発信するとともに、職員交流等に取り組むこと。

(イ) 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び当事者目線による実践の成果等の普及啓発を行い、地域における障害者に対する理解や活動への参加を促進すること。

エ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(ア) 運営体制の確保

a 業務の引継ぎ

中井やまゆり園について、県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築すること。

b 職員の計画的な確保と定着

法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進めるとともに、職員の定着に向けて魅力ある職場づくりを推進すること。

c 研究や人材育成等の業務実施体制の確保

研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な実施体制を確保すること。

(イ) 組織及び人事配置の適正な運用

寮体制や職員配置の適正な運用に努めること。

(ウ) その他P D C Aサイクルによる継続的な改善

a 適時適切な報告の仕組みの構築

日頃の支援での好事例や気づき等、些細なことも報告され、また報告が評価される仕組みを構築すること。

- b 利用者及び職員の満足度の把握と反映
利用者や職員の満足度調査の結果を業務運営に活用すること。
- c 組織マネジメントの強化
経営資源の戦略的な活用を図り、理事長中心の組織マネジメントを強化すること。

オ 財務内容の改善に関する事項

- (ア) 自己収入の確保
 - ・ 障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たな加算を獲得するなど、自己収入の確保に努めること。
 - ・ 外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努めること。
- (イ) 経営資源の有効活用
財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、必要なサービスを維持しながらコストの削減に取り組むこと。

カ その他業務運営に関する重要事項

- (ア) 施設設備の維持管理、リノベーションの実施
 - ・ 暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するため、迅速・柔軟な修繕や、安全安心な施設を実現するため、中長期の計画に基づく修繕を行うこと。
 - ・ 利用者と職員が同じ空間で自然に接することのできる生活環境を実現するためのリノベーションを行うこと。
- (イ) 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告
 - ・ 支援や法人運営の見える化を図るため、障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。
 - ・ 家族会の運営への協力など、家族等に寄り添って適切な情報の提供とコミュニケーションを行うこと。
 - ・ 県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行うこと。

【議案（条例その他 その4） 定県第164号議案】

25 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定める議案の概要

(1) 趣旨

県が有する権利のうち、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利について、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を求めるものである。

(2) 内容

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利は、以下のとおりとする。

ア 土地

地番	地積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
足柄上郡中井町境字才戸120-3	7,239.87		
足柄上郡中井町境字才戸124	2,068.89		
足柄上郡中井町境字才戸125	1,521.78		
足柄上郡中井町境字才戸126	1,652.73		
足柄上郡中井町境字才戸127	1,062.76		
足柄上郡中井町境字才戸128	1,143.03		
足柄上郡中井町境字才戸129	1,035.04		
足柄上郡中井町境字才戸131	415.68		
足柄上郡中井町境字才戸132	376.85		
足柄上郡中井町境字才戸133	204.24	412,000,000	所有権
足柄上郡中井町境字才戸134	146.84		
足柄上郡中井町境字才戸135	1,052.77		
足柄上郡中井町境字才戸136-2	1,728.88		
足柄上郡中井町境字大塚212-2	125.95		
足柄上郡中井町境字大塚216	268.48		
足柄上郡中井町境字大塚217	386.68		
足柄上郡中井町境字大塚218	1,552.85		
足柄上郡中井町境字大塚219	1,206.97		
足柄上郡中井町境字大塚220-1	1,385.82		

足柄上郡中井町境字大塚221-1	624.08		
足柄上郡中井町境字大塚223-11	261.22		
足柄上郡中井町境字大塚232	2,324.18		
足柄上郡中井町境字大塚234	945.68		
足柄上郡中井町境字大塚235	1,575.98		
足柄上郡中井町境字大塚236	215.00		
足柄上郡中井町境字東大塚237	112.00		
足柄上郡中井町境字東大塚238	794.00		
足柄上郡中井町境字東大塚239	1,570.00		

イ 建物

名称	所在地	延床面積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
居住棟	足柄上郡中井町境218	4,641.09	850,000,000	所有権
管理棟	同	1,820.04	510,000,000	
中井やまゆり園公舎	同	481.78	31,300,000	
地域サービス棟	同	477.08	71,000,000	
作業棟	同	420.15	1	
強度行動障害専用棟	同	419.40	68,000,000	
講堂	同	366.07	54,000,000	
医療棟	同	288.26	65,000,000	
渡廊下（Ⅱ期）	同	274.70	36,100,000	
渡廊下（Ⅰ期）	同	108.31	18,600,000	
車庫	同	71.50	8,200,000	
グランド便所	同	16.00	2,650,000	
ポンプ室	同	10.00	5,400,000	

【議案（条例その他 その4） 定県第133号議案】

26 動産の取得の内容

(1) 品目及び数量 都道府県備蓄用ラビアクタ点滴静注液バイアル150mg
63,670バイアル

(2) 契約者名 塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 手代木 功

(3) 契約金額 1億4,011万5,679円

(4) 納入期限 令和8年3月31日

(5) 契約の方法 隨意契約

(6) 隨意契約理由 塩野義製薬株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「ラビアクタ」の製造・販売に係る独占的ライセンスを持っており、通常流通用ラビアクタとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用ラビアクタを製造販売している。

本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、塩野義製薬株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、塩野義製薬株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

【議案（条例その他 その4） 定県第159号議案】

27 債権の放棄の内容

（1）放棄の趣旨

グリーンIT活用産業振興事業委託事業費に係る返還金の債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものである。

（2）内容

グリーンIT活用産業振興事業委託事業費に係る返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
株式会社アジャイル・パッチ・ソリューションズ 代表取締役 山本 敏	横浜市中区尾上町五丁目80番地 神奈川中小企業センタービル7階 1号室	円 8,786,358	円 8,786,358	債務者の破産
計1名		8,786,358	8,786,358	

【議案（条例その他 その4） 定県第161号議案】

28 和解の概要

(1) 目的

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帶保証について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帶保証に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(イ) 和解金額

3億3,889万7,929円

(3) 事案の概要

県が平成6年度及び平成7年度に中小企業高度化資金を貸し付けていたテクノ壱番館協同組合（以下「破産者」という。）は、破産手続の開始が決定され、県が破産者に貸し付けた中小企業高度化資金について、連帶保証人3名から和解の申し出があった。

(4) 経緯

ア 破産者は、令和5年11月28日、横浜地方裁判所横須賀支部に破産申立てを行い、令和5年12月6日に破産手続の開始が決定された。

イ 令和7年5月14日に行われた第4回債権者集会において、破産者の連帶保証人3名から中小企業高度化資金の残元金全額弁済の申し出があったため、県は申し出を受け入れることとし、県が貸し付けた中小企業高度化資金の残元金全額を連帶保証人3名が弁済するの

であれば、県は連帯保証人3名の連帯保証を解除する和解内容とした。

29 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
道路補修費	1,527,000	千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額	千円	特定財源	国庫支出金	千円
				—		県 債	1,374,000
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	1,527,000		そ の 他	—
						一般財源	153,000
道路災害防除事業費	112,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	100,000
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	112,000		そ の 他	—
						一般財源	12,000
電線地中化促進事業費	10,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	7,000
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	10,000		そ の 他	—
						一般財源	3,000
交通安全施設等維持管理費	13,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	13,000		そ の 他	—
						一般財源	13,000
交通安全施設等整備費	654,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	588,000
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	654,000		そ の 他	—
						一般財源	66,000
橋りょう補修費	325,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	292,000
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～令和8年度	325,000		そ の 他	—
						一般財源	33,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
街路樹維持事業費	866,500	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 866,500	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	866,500	
道路改良費	636,100	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 636,100	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	60,350
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	517,000	
					そ の 他	—	
					一般財源	58,750	
街路整備費	100,500	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 100,500	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	90,000	
					そ の 他	—	
					一般財源	10,500	
河川修繕費	843,500	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 843,500	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	25,000	
					そ の 他	—	
					一般財源	818,500	
河川改修事業費	781,500	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 781,500	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	161,500
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	556,000	
					そ の 他	—	
					一般財源	64,000	
海岸補修費	40,000	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 40,000	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	40,000	
海岸高潮対策費	180,000	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 180,000	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	162,000	
					そ の 他	—	
					一般財源	18,000	
砂防林事業費	22,000	千円 前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	千円 — 22,000	千円 特 定 財 源	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	22,000	

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
砂防施設改良費	20,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	20,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 — 県 債 — そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			20,000 千円	一般財源	20,000
急傾斜地施設改良費	20,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	20,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 — 県 債 — そ の 他 4,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	16,000	
砂防環境整備費	27,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	27,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 — 県 債 — そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	27,000	
防災砂防事業費	126,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	126,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 — 県 債 94,000 そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	32,000	
通常砂防事業費	83,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	83,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 36,950 県 債 23,000 そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	23,050	
地すべり対策事業費	34,700 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	34,700 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 13,500 県 債 17,000 そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	4,200	
急傾斜地崩壊対策事業費	636,700 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	636,700 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 36,680 県 債 195,000 そ の 他 399,840
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	5,180	
港湾補修費	7,000 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	7,000 千円	—	特 定 財 源	国 庫 支 出 金 — 県 債 — そ の 他 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額			一般財源	7,000	

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
都市公園指定管理費	千円 5,535,878	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ~ 令 和 10 年 度	千円 — 5,535,878	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額				県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	5,535,878
公園整備費	千円 160,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	千円 — 160,000	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	千円 —
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額				県 債	93,000
						そ の 他	—
						一般財源	67,000

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

30 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費	3 河川海岸費		726,711
			230,000
		河川修繕費	35,000
		河川改修事業費	195,000
	4 砂防費		496,711
		砂防施設改良費	40,000
		防災砂防事業費	3,211
		通常砂防事業費	123,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	330,000
県 土 整 備 局 計			726,711

【議案（予算 その2） 定県第107号議案】

31 令和7年度県営住宅事業会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			2,201,650
	1 住宅費		2,201,650
		県営住宅整備事業費	2,201,650

【議案（条例その他 その4） 定県第125号議案】

32 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

秦野戸川公園の少年野球場の規格変更に伴い、同野球場の名称変更を行うとともに、利用料金の上限額の引上げを行うため、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

「少年野球場」について、名称を「軟式野球場」に変更するとともに、利用料金の上限額を引き上げる。（別表第1及び第5関係）

（3）施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、（3）イについては公布の日。

イ 経過措置

神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の別表第5の規定の例により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

【議案（条例その他 その4） 定県第126号議案】

33 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

（1） 改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、避難が容易な小規模の集会場における廊下等の設置義務を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

（2） 改正の内容

- ア 避難が容易な小規模の集会場について、廊下等の設置義務を緩和する。（第36条関係）
- イ 小荷物専用昇降機の機械室内に設置を求めている照明設備の代替として、照明用コンセント設備を認める。（第52条の4関係）
- ウ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第1条、第2条の2、第2条の3、第3条、第4条の2、第48条、第52条の6、第52条の18の2、第53条及び第59条関係）

（3） 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、（2）ア、イ及びウに関する一部の規定については公布の日。

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その4） 定県第127号議案】

34 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、市街化調整区域における土砂災害警戒区域等の災害リスクが高いエリア内の開発許可等について、神奈川県開発審査会の審議を経ることとするなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の災害リスクの高いエリアは、本条例の適用区域から除外する。なお、災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域は、この限りでない。（第2条、第4条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、第3条関係）

（3）施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、（2）イに関する一部の規定については公布の日。

イ 経過措置

この条例の施行前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その4） 定県第129号議案】

35 一般国道134号花水川橋架替（作業用桟橋）工事請負契約の内容

- (1) 工事名称 一般国道134号花水川橋架替（作業用桟橋）工事
- (2) 工事場所 平塚市虹ヶ浜～唐ヶ原地内
- (3) 請負契約者名 熊谷・関東緑地土木・共栄特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社熊谷組 横浜営業所
所長 竹中克司
- (4) 請負契約金額 11億5,470万1,130円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和10年3月15日

【議案（条例その他 その4） 定県第130号議案】

36 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第1工区）請負契約の内容

- (1) 工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第1工区）
- (2) 工事場所 伊勢原市上粕屋448-14外
- (3) 請負契約者名 エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰巳
- (4) 請負契約金額 10億3,321万4,160円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和9年9月10日

【議案（条例その他 その4） 定県第131号議案】

37 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）請負契約の内容

- (1) 工事名称 県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）
- (2) 工事場所 伊勢原市上粕屋448-14外
- (3) 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大野 攻
- (4) 請負契約金額 9億4,423万8,460円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和9年9月10日

【議案（条例その他 その4） 定県第132号議案】

38 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）請負契約の内容

- (1) 工事名称 県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）
- (2) 工事場所 綾瀬市寺尾中2－1外
- (3) 請負契約者名 亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀井信幸
- (4) 請負契約金額 10億4,988万4,440円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和10年1月31日

【議案（条例その他 その4） 定県第134号議案】

39 塚山公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 塚山公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第135号議案】

40 保土ヶ谷公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 保土ヶ谷公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第136号議案】

41 三ツ池公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	三ツ池公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第137号議案】

42 葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第138号議案】

43 湘南海岸公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 湘南海岸公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第139号議案】

44 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 相模湖公園及び相模湖漕艇場 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第140号議案】

45 城ヶ島公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称 城ヶ島公園

イ 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第141号議案】

46 恩賜箱根公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称 恩賜箱根公園

イ 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第142号議案】

47 辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第143号議案】

48 観音崎公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	観音崎公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第144号議案】

49 東高根森林公园の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 東高根森林公园 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第145号議案】

50 相模原公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 相模原公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第146号議案】

51 大磯城山公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 大磯城山公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第147号議案】

52 七沢森林公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 七沢森林公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第148号議案】

53 四季の森公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 四季の森公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第149号議案】

54 座間谷戸山公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 座間谷戸山公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第150号議案】

55 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第151号議案】

56 津久井湖城山公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設名称	津久井湖城山公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第152号議案】

57 茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	茅ヶ崎里山公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第153号議案】

58 あいかわ公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	あいかわ公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第154号議案】

59 相模三川公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | 相模三川公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第155号議案】

60 おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 施設名称 | おだわら諏訪の原公園 |
| イ 変更前指定期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| ウ 変更後指定期間 | 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで |

【議案（条例その他 その4） 定県第156号議案】

61 境川遊水地公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	境川遊水地公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第157号議案】

62 山北つぶらの公園の指定管理者の指定の変更の概要

（1） 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

（2） 変更の内容

ア 施設名称	山北つぶらの公園
イ 変更前指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

【議案（条例その他 その4） 定県第158号議案】

63 県道路線の認定及び廃止の概要

（1）認定及び廃止の趣旨

令和3年3月の県道湘南台大神（現在は、県道湘南台大神伊勢原）の認定にあたり、藤沢市道との交換等による県道路線の再編を行うこととしていた。

こうした中、藤沢市との調整が整ったことから、藤沢市菖蒲沢（県道横浜伊勢原）から亀井野（国道467号）を経由し、横浜市戸塚区（県道阿久和鎌倉）までを結ぶ、県道菖蒲沢戸塚を道路法第10条の規定に基づき廃止するとともに、横浜市戸塚区から藤沢市亀井野までの区間を同法第7条の規定に基づき新たな路線として認定するものである。

（2）認定及び廃止の内容

ア 路線認定

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
172	戸塚亀井野	横浜市戸塚区 藤沢市亀井野	—

イ 路線廃止

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
54	菖蒲沢戸塚	藤沢市菖蒲沢 横浜市戸塚区	—

（3）認定及び廃止する路線の延長

県道戸塚亀井野 2.7キロメートル

県道菖蒲沢戸塚 8.4キロメートル

（4）認定及び廃止の日

令和8年4月1日

64 令和7年度一般会計11月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

11款 教育費 1項 教育総務費

- 教育施設環境整備費 210,000千円

元神奈川県立野庭高等学校において、雨水地下貯留施設を設置するための試験施工で判明した地盤沈下のリスクに対応するため、地盤改良工事等を追加で実施する。

65 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
学校施設長寿命化対策費	356,458	千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円	特 定 財 源	千円
			当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	356,458	国 庫 支 出 金	一
						県 債	267,000
						そ の 他	一
						一般財源	89,458
県立学校空調設備整備費	249,480	千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円	特 定 財 源	千円
			当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	249,480	国 庫 支 出 金	一
						県 債	249,000
						そ の 他	480
						一般財源	一

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

66 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
11 教育費			551,000
	1 教育総務費		551,000
		教育施設環境整備費	551,000
教育委員会計			551,000

67 令和7年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
警察施設各所營繕費	649,308	千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		千円	特 定 財 源	千円
				—	—	国 庫 支 出 金	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	649,308		県 債	369,000
						そ の 他	—
交通安全施設整備費	885,000	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額			—	特 定 財 源	一般財源
						国 庫 支 出 金	280,308
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	885,000		県 債	365,000
						そ の 他	—
						一般財源	520,000

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

68 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
10 警察費			110,700
	1 警察管理費		110,700
		警察施設各所営繕費	110,700
警察本部計			110,700

69 令和7年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	企業債	長期借入金	自己資金
取水及び浄水施設維持運営費	千円 98,120		千円 -	令和7年度 ～ 令和8年度	98,120	千円 -	千円 -	千円 98,120
送配水施設維持運営費	92,404		-	令和7年度 ～ 令和8年度	92,404	-	-	92,404
資産減耗事業費	28,050		-	令和7年度 ～ 令和8年度	28,050	-	-	28,050
原水及び浄水設備整備事業費	344,525		-	令和7年度 ～ 令和8年度	344,525	-	250,000	94,525
配水管網再構築事業費	220,596		-	令和7年度 ～ 令和8年度	220,596	100,000	-	120,596
水道施設耐震化事業費	2,180,123		-	令和7年度 ～ 令和8年度	2,180,123	1,300,000	-	880,123
老朽配水管リフレッシュ事業費	1,628,165		-	令和7年度 ～ 令和8年度	1,628,165	1,100,000	-	528,165
配水管等切回事業費	55,671		-	令和7年度 ～ 令和8年度	55,671	-	-	55,671
その他配水設備整備事業費	50,985		-	令和7年度 ～ 令和8年度	50,985	-	30,000	20,985
大口径老朽管リフレッシュ事業費	832,322		-	令和7年度 ～ 令和8年度	832,322	500,000	60,000	272,322

70 令和7年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	負担金	自己資金
水力発電施設等維持運営費	千円 6,270		千円 -	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 6,270	千円 -	千円 6,270
相模貯水池堆砂対策事業費	1,331,308		-	令和7年度 ～ 令和8年度	1,331,308	1,103,655	227,653
相模貯水池管理事業費	3,729		-	令和7年度 ～ 令和8年度	3,729	1,742	1,987

71 令和7年度相模川総合開発共同事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追 加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	共同施設管理受託収入	津久井湖環境整備管理受託収入	
城山ダム施設管理事業費	千円 96,580		千円 -	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 96,580	千円 96,580	千円 -	千円 -
寒川取水施設管理事業費	95,744		-	令和7年度 ～ 令和8年度	95,744	95,744		-
津久井湖環境整備受託事業費	17,358		-	令和7年度 ～ 令和8年度	17,358	-		17,358

72 令和7年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について
【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追 加)

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	三保ダム管理受託収入	千円
貯水池等保全対策事業費	千円 170,346		千円 -	令和7年度 ～ 令和8年度	170,346		170,346